政令番号178 1,2-ジクロロプロパン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」 (平成30年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	排出量/使用量(kg/年)								
	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道							3.2E+1	32.3
2	青森県							3.6E+1	35.7
3	岩手県							7.4E+1	74.3
4	宮城県							8.1E+0	8.1
5	秋田県							2.0E+1	19.8
6	山形県							1.1E+1	11.3
7	福島県							4.4E+1	43.8
8	茨城県							4.8E+1	48.0
9	栃木県							5.1E+1	51.2
10	群馬県							1.6E+1	16.3
11	埼玉県							1.9E+2	185.2
12	千葉県							8.4E+1	83.6
	東京都							2.3E+1	23.1
	神奈川県							9.2E+1	91.9
15	新潟県							7.5E+1	75.2
16	富山県							1.6E+1	16.0
17	石川県							5.7E+0	5.7
18	福井県							2.9E+1	29.1
19	山梨県							2.8E+0	2.8
20	長野県							9.0E+0	9.0
	岐阜県							5.8E+1	58.2
22	静岡県							1.6E+1	16.2
23	愛知県							6.6E+1	66.2
24	三重県							8.2E+1	82.4
	滋賀県							6.5E+0	6.5
	京都府							1.2E+1	12.0
27	大阪府							5.0E+1	50.2
28	兵庫県							1.5E+2	149.8
	奈良県							9.7E-1	1.0
	和歌山県							9.8E+0	9.8
	鳥取県							8.1E+0	8.1
	島根県							2.4E+0	2.4
	岡山県							5.9E+1	59.1
	広島県							4.6E+1	46.3
	山口県							3.5E+2	351.5
	徳島県							4.7E+0	4.7
	香川県							9.8E+0	9.8
	愛媛県							2.9E+1	28.8
	高知県							1.3E+2	126.3
	福岡県							6.4E+1	64.2
	佐賀県							3.4E+0	3.4
	長崎県							1.1E+1	11.4
	熊本県							4.8E+0	4.8
	大分県							1.2E+2	121.1
	宮崎県							1.1E+1	10.9
	鹿児島県							4.1E+0	4.1
47	沖縄県							1.6E+1	16.0
	全国							2.2E+3	2,187.6